

官報

平成十九年五月二十五日

○第百六十六回 衆議院會議録 第三十五号

平成十九年五月二十五日(金曜日)

議事日程 第二十九号

平成十九年五月二十五日

午後一時開議

- 第一 地方公共団体の財政の健全化に関する法律案(内閣提出)
- 第二 カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案(農林水産委員長提出)
- 第三 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 地方公共団体の財政の健全化に関する法律案(内閣提出)
- 日程第二 カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案(農林水産委員長提出)
- 日程第三 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

日程第一 地方公共団体の財政の健全化に関する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、地方公共団体の財政の健全化に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長佐藤勉君。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(佐藤勉君登壇)

○佐藤勉君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月十一日本會議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

た。委員会におきましては、十五日菅総務大臣から提案理由の説明を聴取し、十八日より質疑に入りました。二十一日にはいわゆる地方公聴会を北海道において開催し、地元地方公共団体関係者等からの意見聴取を行い、二十二日には参考人からの意見聴取を行うなど、慎重な審査を行いました。昨二十四日質疑を終局し、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付けられました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

日程第二 カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案(農林水産委員長提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨説明を許します。農林水産委員長西川公也君。

カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案

(本号末尾に掲載)

(西川公也君登壇)

○西川公也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案は、昭和四十三年に九州地方を中心として発生したカネミ油症事件をめぐる損害賠償請求訴訟に係る判決の仮執行の宣言に基づき国が支払った仮払金の返還に係る債権の債務者が、当該事件による被害の発生から現在までの間に置かれてきた状況及び当該債権の債務者の多くが高齢者となっていることを踏まえ、早期に当該債権の免除を行うことができるようにすることの緊要性にかんがみ、当該債権について、国の債権の管理等に関する法律の特例を定めようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、歳入徴収官等は、国の債権の管理等に関する法律第三十二条第一項の規定にかかわらず、カネミ油症事件関係仮払金返還債権について、当該債権の債務者がこの法律で定める収入及び資産に係る基準に該当する場合には、当該債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除することができるとすること。

第二に、特例の適用に当たっては、当該債権の債務者の置かれている状況に配慮するものとする。

第三に、租税その他の公課は、この法律の規定による免除を受けた場合における経済的利益を標準として、課することができないものとする。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

本案は、昨二十四日農林水産委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第三 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第三、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。安全保障委員長木村太郎君。

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(木村太郎君登壇)

○木村太郎君 ただいま議題となりました防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、防衛省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正するものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、自衛官の定数を二千五百七十五人削減し、二十四万八千六百四十七人に改めること、第二に、防衛施設庁を解体し、同庁の事務を防衛省本省で処理するために必要な組織の改編を行

うこと、

第三に、防衛及び警備等に関する事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関する事務を内部部に所掌させること、

第四に、全国的に厳格な監察を実施するため、特別の機関として防衛監察本部を新設すること、

第五に、陸上自衛隊の中央即応集団及び第十一師団並びに海上自衛隊の地方隊を改編すること、

第六に、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊の設置を可能とすること等であります。

本案は、去る二月九日に本院に提出され、五月十日本院議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、五月十五日久間防衛大臣から提案理由の説明を聴取し、同月十八日及び昨二十四日質疑を行い、質疑終了後、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十二分散会

出席國務大臣

総務大臣 菅 義偉君
農林水産大臣 松岡 利勝君
防衛大臣 久間 章生君

○議長(河野洋平君) 法律公布表上及び通知

(法律公布表上及び通知)
一、昨二十四日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

鍵田忠兵衛君	大塚 高司君
萩生田光一君	木原 誠二君
福田 康夫君	越智 隆雄君
田嶋 要君	石川 知裕君
大塚 高司君	松本 洋平君
松本 洋平君	長島 忠美君
越智 隆雄君	福田 康夫君
木原 誠二君	萩生田光一君
長島 忠美君	鍵田忠兵衛君
石川 知裕君	田嶋 要君

赤城 徳彦君	橋本 岳君
今津 寛君	富岡 勉君
岡本 芳郎君	加藤 勝信君
中川 泰宏君	安井潤一郎君
森山 裕君	保坂 武君
井上 義久君	田端 正広君
加藤 勝信君	岡本 芳郎君
富岡 勉君	今津 寛君
橋本 岳君	赤城 徳彦君
保坂 武君	森山 裕君

安井潤一郎君 中川 泰宏君
田端 正広君 井上 義久君

安全保障委員 補欠

福田 良彦君 木挽 司君
山内 康一君 松本 洋平君
山崎 拓君 平 将明君
平 将明君 福田 峰之君
福田 峰之君 山崎 拓君
松本 洋平君 山内 康一君
木挽 司君 福田 良彦君

一、昨二十四日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案(農林水産委員長提出)

(議案付託)
一、昨二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
公認会計士法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号) 財務金融委員会 付託
労働契約法案(内閣提出第八〇号)

労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第八一号)

最低賃金法の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号)

以上三件 厚生労働委員会 付託

(議案送付)
一、昨二十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案
外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件
千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六

年の議定書の締結について承認を求めるの件
職業上の安全及び健康を促進するための枠組み
に関する条約(第百八十七号)の締結について承
認を求めるの件

株式会社日本政策投資銀行法案
一、昨二十四日、予備審査のため次の本院議員提
出案を参議院に送付した。
最低賃金法の一部を改正する法律案(細川律夫
君外二名提出)

(議案撤回)
一、昨二十四日、参議院送付の次の内閣提出案を
可決した旨参議院に通知した。
特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する
法律案

(議案撤回)
一、昨二十四日、議員からの申し出により次の議
案は委員会において撤回を許可した。
カネミ油症被害者に対する特別給付金の支給に
関する法律案(山田正彦君外二名提出、第百六
十五回国会衆法第八号)

(議案撤回)
一、昨二十四日、次の議案は同日委員会において
撤回を許可した旨参議院に通知した。
カネミ油症被害者に対する特別給付金の支給に
関する法律案(山田正彦君外二名提出、第百六
十五回国会衆法第八号)

(質問書提出)
一、昨二十四日、議員から提出した質問主意書は
次のとおりである。
辺野古の環境現況事前調査への掃海母艦「ぶん
ご」出動に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)
緑資源機構による官製談合と天下りに関する質
問主意書(松本大輔君提出)

政府開発援助(ODA)と我が国の国益に関する
質問主意書(鈴木宗男君提出)
日本の在外公館における美術品の紛失に関する
質問主意書(鈴木宗男君提出)

平成十九年五月二十五日 衆議院会議録第三十五号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律案
右
国会に提出する。
平成十九年三月九日
内閣総理大臣 安倍 晋三

目次
第一章 総則(第一条—第三条)
第二章 財政の早期健全化(第四条—第七条)
第三章 財政の再生(第八条—第二十一条)
第四章 公営企業の経営の健全化(第二十二条—第二十四条)
第五章 雑則(第二十五条—第二十九条)
附則
第一章 総則

第一条 この法律は、地方公共団体の財政の健全
性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率
に応じて、地方公共団体の財政の早期健全化及
び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を
図るための計画を策定する制度を定めるととも
に、当該計画の実施の促進を図るための行財政
上の措置を講ずることにより、地方公共団体の
財政の健全化に資することを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用
語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 実質赤字比率 地方公共団体(都道府県、
市町村及び特別区に限る。以下この章から第
三章までにおいて同じ。)の当該年度の前年度
の歳入(一般会計及び特別会計のうち次に掲
げるものの以外のもので(以下「一般会計等」とい
う。))に係る歳入で、一般会計等の相互間の重
複額を控除した純計によるものをいう。以下
この号において同じ。)が歳出(一般会計等に
係る歳出で、一般会計等の相互間の重複額を
控除した純計によるものをいう。以下この号
において同じ。)に不足するため当該年度の歳

入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上
当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するた
め、当該年度の前年度に支払うべき債務でそ
の支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年
度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係
る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算
額(以下「実質赤字額」という。)を当該年度の
前年度の地方財政法(昭和二十三年法律第百
九号)第五条の四第一項第二号に規定する標
準的な規模の収入の額として政令で定めると
ころにより算定した額(以下「標準財政規模の
額」という。)で除して得た数値
イ 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二
百九十二号)第二条の規定により同法の規
定の全部又は一部を適用する企業(以下「法
適用企業」という。)に係る特別会計
ロ 地方財政法第六条に規定する政令で定め
る公営企業のうち法適用企業以外のもの
(次号において「法非適用企業」という。)に
係る特別会計
ハ イ及びロに掲げるもののほか、政令で定
める特別会計
二 連結実質赤字比率 地方公共団体の連結実
質赤字額(イ及びロに掲げる額の合算額がハ
及びロに掲げる額の合算額を超える場合にお
ける当該超える額をいう。第四号において同
じ。)を当該年度の前年度の標準財政規模の額
で除して得た数値
イ 一般会計又は公営企業(法適用企業及び
法非適用企業をいう。以下同じ。)に係る特
別会計以外の特別会計ごとの当該年度の前
年度の決算において、当該年度の前年度の
歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入
を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上
当該年度の前年度の歳入が歳出に不足する
ため、当該年度の前年度に支払うべき債務
でその支払を当該年度に繰り延べた額及び
当該年度の前年度に執行すべき事業に係る
歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越し

た額の合算額がある場合にあつては、当該
合算額を合計した額
ロ 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度
の前年度の決算において、政令で定めると
ころにより算定した資金の不足額がある場
合にあつては、当該資金の不足額を合計し
た額
ハ 一般会計又は公営企業に係る特別会計以
外の特別会計ごとの当該年度の前年度の決
算において、歳入額当該年度に繰り越し
て使用する経費に係る歳出の財源に充てる
ために繰り越すべき金額を除く。)が歳出額
を超える場合にあつては、当該超える額を
合計した額
二 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度
の前年度の決算において、政令で定めると
ころにより算定した資金の剰余額がある場
合にあつては、当該資金の剰余額を合計し
た額
三 実質公債費比率 地方公共団体の地方財政
法第五条の四第一項第二号に規定する地方債
の元利償還金(以下この号において「地方債
の元利償還金」という。)の額と同項第二号に規
定する準元利償還金(以下この号において「準
元利償還金」という。)の額との合算額から地
方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に
充当することのできる特定の歳入に相当する
金額と地方交付税法(昭和二十五年法律第二
百一十一号)の定めるところにより地方債の元
利償還金及び準元利償還金に係る経費として
普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要
額に算入される額として総務省令で定めると
ころにより算定した額(特別区にあつては、
これに相当する額として総務大臣が定める額
とする。以下この号及び次号において「算入
公債費等の額」という。)との合算額を控除し
た額を標準財政規模の額から算入公債費等の
額を控除した額で除して得た数値で当該年度

前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値

四 将来負担比率 地方公共団体のイからチまでに掲げる額の合算額がリからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値

イ 当該年度の前年度末における一般会計等に係る地方債の現在高

ロ 当該年度の前年度末における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号 第二百二十四条に規定する債務負担行為(へに規定する設立法人以外の者のために債務を負担する行為を除く。))に基づく支出予定額(地方財政法第五条各号に規定する経費その他の政令で定める経費の支出に係るものとして総務省令で定めるところにより算定した額に限る。)

ハ 当該年度の前年度末までに起こした一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金の償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる金額の合計額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 当該年度の前年度末までに当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団が起こした地方債の元金の償還に充てるため、当該地方公共団体による負担又は補助が必要と見込まれる金額の合計額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 当該年度の前年度の末日における当該地方公共団体の職員(地方自治法第二百四条第一項の職員をいい、都道府県にあつては市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条及び第二条に規定する職員を含み、市町村及び特別区に

あつては当該職員を除く。)の全員が同日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額のうち、当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 当該年度の前年度末における当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した法人で政令で定めるもの(以下この号において「設立法人」という。)の負債の額及び当該地方公共団体が設立法人以外の者のために債務を負担している場合における当該債務の額のうち、これらの者の財務内容その他の経営の状況を勘案して当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

ト 連結実質赤字額
チ 当該年度の前年度末における当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団の連結実質赤字額に相当する額のうち、当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

リ イに規定する地方債の償還額又は口からヘまでに掲げる額に充てることができる地方自治法第二百四十一条の基金として総務省令で定めるものの当該年度の前年度末における残高の合計額
ヌ イに規定する地方債の償還額又は口からニまでに掲げる額に充てることができる特定の歳入の見込額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額
ル 地方交付税法の定めるところにより、イに規定する地方債の償還、ロに規定する債

務負担行為に基づく支出、ハに規定する一般会計等からの繰入れ又はニに規定する地方公共団体による負担若しくは補助に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省令で定めるところにより算定した額(特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。)

五 早期健全化基準 財政の早期健全化(地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ることをいう。以下同じ。)を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて、政令で定める数値をいう。

六 財政再生基準 財政の再生(地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図ることをいう。以下同じ。)を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準の数値を超えるものとして政令で定める数値をいう。

(健全化判断比率の公表等)

第三条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。
2 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
3 地方公共団体の長は、第一項の規定により公表した健全化判断比率を、速やかに、都道府県

及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の長にあつては総務大臣に、指定都市を除く市町村(第二十九条を除き、以下「市町村」という。)及び特別区の長にあつては都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、当該健全化判断比率を総務大臣に報告しなければならない。
4 都道府県知事は、毎年度、前項前段の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。
5 総務大臣は、毎年度、第三項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

6 地方公共団体は、健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類をその事務所に備えて置かなければならない。

7 包括外部監査対象団体(地方自治法第二百五十二条の三十六第一項に規定する包括外部監査対象団体をいう。以下同じ。)においては、包括外部監査人(同法第二百五十二条の二十九に規定する包括外部監査人をいう。以下同じ。)は、同法第二百五十二条の三十七第一項の規定による監査のため必要があると認めるときは、第一項の規定により公表された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について調査することができる。

第二章 財政の早期健全化

(財政健全化計画)

第四条 地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合(当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合を除く。)には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする財政の早期健全化のための計画(以下「財政健全化計画」という。)を定めなければならない。ただし、この項の規定により既に財政健全化計画を定めている場合、第八条第一項の規定により同項の財政再生計画を定めている場合を

の他政令で定める場合は、この限りでない。

2 財政健全化計画は、財政の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、財政の早期健全化を図るため必要な最小限度の期間内に、実質赤字額がある場合にあっては一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復することを、連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合にあってはそれぞれの比率を早期健全化基準未満とすることを目標として、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 健全化判断比率が早期健全化基準以上となつた要因の分析

二 計画期間

三 財政の早期健全化の基本方針
四 実質赤字額がある場合にあっては、一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復するための方策

五 連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合にあっては、それぞれの比率を早期健全化基準未満とするための方策

六 各年度ごとの前二号の方策に係る歳入及び歳出に関する計画

七 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

八 前各号に掲げるもののほか、財政の早期健全化に必要な事項

3 財政健全化計画は、その達成に必要な各会計ごとの取組が明らかになるよう定めなければならない。

(財政健全化計画の策定手続等)

第五条 財政健全化計画は、地方公共団体の長が作成し、議会の議決を経て定めなければならない。財政健全化計画を変更する場合も、同様とする。

2 地方公共団体は、財政健全化計画を定めるときは、速やかに、これを公表するとともに、都道府県及び指定都市にあっては総務大臣に、市町村及び特別区にあっては都道府県知事に、報告しなければならない。

告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、当該財政健全化計画の概要を総務大臣に報告しなければならない。

3 前項の規定は、財政健全化計画を変更した場合、政令で定める軽微な変更をした場合を除く。について準用する。

4 都道府県知事は、毎年度、第二項前段(前項において準用する場合を含む。)の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

5 総務大臣は、毎年度、第二項(第三項において準用する場合を含む。)の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(財政健全化計画の実施状況の報告等)

第六条 財政健全化計画を定めている地方公共団体(以下「財政健全化団体」という。)の長は、毎年九月三十日までに、前年度における決算との関係を示す財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、かつ、これを公表するとともに、都道府県及び指定都市の長にあっては総務大臣に、市町村及び特別区の長にあっては都道府県知事に当該財政健全化計画の実施状況を報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その概要を総務大臣に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、毎年度、前項前段の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

3 総務大臣は、毎年度、第一項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(国等の勧告等)

第七条 総務大臣又は都道府県知事は、前条第一項前段の規定による報告を受けた財政健全化団体の財政健全化計画の実施状況を踏まえ、当該財政健全化団体の財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、当該財政健全化団体の長に対し、必要な勧告をすることができ

る。

2 総務大臣は、前項の勧告をしたときは、速やかに、当該勧告の内容を公表するものとする。

3 都道府県知事は、第一項の勧告をしたときは、速やかに、当該勧告の内容を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。

4 財政健全化団体の長は、第一項の勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該財政健全化団体の議会に報告するとともに、監査委員(包括外部監査対象団体である財政健全化団体にあっては、監査委員及び包括外部監査人に通知しなければならない)に通知しなければならない。

第三章 財政の再生

第八条 地方公共団体は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率(以下「再生判断比率」という。)のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする財政の再生のための計画(以下「財政再生計画」という。)を定めなければならない。ただし、この項の規定により既に財政再生計画を定めている場合は、この限りでない。

2 財政健全化団体が前項の規定により財政再生計画を定めたときは、当該財政健全化団体の財政健全化計画は、その効力を失う。

3 財政再生計画は、財政の状況が著しく悪化した要因の分析の結果を踏まえ、財政の再生を図るため必要な最小限度の期間内に、実質赤字額と歳出との均衡を実質的に回復することを、連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合にあってはそれぞれの比率を早期健全化基準未満とする

ことを、第十二条第二項に規定する再生振替特別債の償還を完了することを目標として、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ホに掲げる事項については、財政の再生

のため特に必要と認められる地方公共団体に限る。

一 再生判断比率が財政再生基準以上となつた要因の分析

二 計画期間

三 財政の再生の基本方針
四 次に掲げる計画(ロ及びハに掲げる計画にあっては、実施の要領を含む。次号において同じ。)及びこれに伴う歳入又は歳出の増減額イ 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出の削減を図るための措置に関する計画

ロ 当該年度以降の年度分の地方税その他の収入について、その徴収成績を通常の成績以上に高めるための計画

ハ 当該年度の前年度以前の年度分の地方税その他の収入で滞納に係るものの徴収計画ニ 使用料及び手数料の額の変更、財産の処分その他の歳入の増加を図るための措置に関する計画

ホ 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四条第二項若しくは第五条第二項に掲げる普通税について標準税率を超える税率で課し、又は同法第四条第三項若しくは第五条第三項の規定による普通税を課することによる地方税の増収計画

五 前号の計画及びこれに伴う歳入又は歳出の増減額を含む各年度ごとの歳入及び歳出に関する総合的な計画

六 第十二条第二項に規定する再生振替特別債を起す場合には、当該再生振替特別債の各年度ごとの償還額

七 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

八 前各号に掲げるもののほか、財政の再生に必要な事項

4 財政再生計画は、その達成に必要な各会計ごとの取組が明らかになるよう定めなければならない。

(財政再生計画の策定手続等)

第九条 財政再生計画は、地方公共団体の長が作成し、議会の議決を経て定めなければならない。財政再生計画を変更する場合も、同様とする。

2 地方公共団体は、財政再生計画を定めるときは、速やかに、これを公表するとともに、総務大臣に(市町村及び特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に)報告しなければならない。

3 前項の規定は、財政再生計画を変更した場合(政令で定める軽微な変更をした場合を除く。)について準用する。

4 財政再生計画を定めている地方公共団体(以下「財政再生団体」という。)の長は、財政再生計画に基づいて予算を調製しなければならない。(財政再生計画の同意)

第十条 地方公共団体は、財政再生計画について、議会の議決を経て、総務大臣に(市町村及び特別区にあつては、都道府県知事を通じて総務大臣に)協議し、その同意を求めることができる。

2 総務大臣は、財政再生計画について同意をするかどうかを判断するための基準を定め、これを公表するものとする。

3 総務大臣は、第一項の規定による協議を受けた財政再生計画が、前項の基準に照らして適当なものであると認められるときは、これに同意するものとする。

4 総務大臣は、第二項の基準の作成及び前項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5 地方公共団体は、第三項の同意を得たときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。

6 地方公共団体は、第三項の同意を得ている財政再生計画を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

ばならない。ただし、災害その他緊急やむを得ない理由により、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得る時間的余裕がないときは、事後において、遅滞なく、その変更について総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の変更の同意について準用する。

(地方債の起債の制限)

第十一条 地方公共団体は、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上であり、かつ、前条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。以下同じ。)の同意を得ていないときは、地方財政法その他の法律の規定にかかわらず、地方債をもつてその歳出の財源とすることができない。ただし、災害復旧事業費の財源とする場合その他の政令で定める場合においては、この限りでない。

(再生振替特例債)

第十二条 財政再生団体は、その財政再生計画につき第十條第三項の同意を得ている場合に限り、収支不足額(標準財政規模の額に、実質赤字比率と連結実質赤字比率から連結実質赤字比率について早期健全化基準として定める数値を控除して得た数値とのいずれか大きい数値を乗じて得た額を基準として総務省令で定める額をいう。)を地方債に振り替えることによつて、当該収支不足額を財政再生計画の計画期間内に計画的に解消するため、地方財政法第五条の規定にかかわらず、当該収支不足額の範囲内で、地方債を起すことができる。

2 前項の地方債(当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起す地方債を含む。次項において「再生振替特例債」という。)は、財政再生計画の計画期間内に償還しなければならない。

3 国は、再生振替特例債については、法令の範囲内において、資金事情の許す限り、適切な配慮をするものとする。

(地方債の起債の許可)

第十三条 財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であつて再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣の許可を受けなければならない。この場合において、地方財政法第五条の三第一項の規定による協議をすること並びに同法第五条の四第一項及び第三項から第五項までに規定する許可を受けることを要しない。

2 財政再生計画につき第十條第三項の同意を得ている財政再生団体についての前項の許可は、当該財政再生計画に定める各年度ごとの歳入に関する計画その他の地方債に関連する事項及び当該財政再生計画の実施状況を勘案して行うものとする。

3 地方財政法第五条の三第三項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債について、同条第四項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

4 総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(財政再生団体に係る通知等)

第十四条 総務大臣は、第九條第二項の規定により財政再生計画の報告を受けたときは、速やかに、当該財政再生計画を定めた地方公共団体の名称を各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下この条において同じ。)に通知しなければならない。

2 各省各庁の長は、土木事業その他の政令で定める事業を財政再生団体に負担金を課して国が直轄で行おうとするときは、当該事業の実施に着手する前(年度ごとの事業の実施に着手するあつては、年度ごとの事業の実施に着手する

前)に、あらかじめ、当該事業に係る経費の総額及び当該財政再生団体の負担額を総務大臣に通知しなければならない。当該事業の事業計画の変更により財政再生団体の負担額に著しい変更を生ずる場合も、同様とする。

3 総務大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において当該通知に係る事項が財政再生計画に与える影響を勘案して必要と認めるときは、各省各庁の長に対し、意見を述べることができる。

(財政再生計画についての公表)

第十五条 総務大臣は、毎年度、第九條第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により報告を受けた財政再生計画の内容並びに第十條第一項及び第六項の規定による協議の結果を公表するものとする。

(事務局等の組織の簡素化)

第十六条 財政再生団体は、財政再生計画で定めるところにより、当該財政再生団体の長の補助機関である職員を、当該財政再生団体の議会若しくは当該財政再生団体に執行機関として置かれる委員会及び委員並びに当該委員会の管理に属する機関(以下この条において「委員会等」という。)の事務を補助する職員と兼ねさせ、若しくは当該議会若しくは委員会等の事務を補助する職員に充て、又は当該議会若しくは委員会等の事務に従事させることができる。

(長と議会との関係)

第十七条 地方公共団体の議会の議決が次に掲げる場合に該当するときは、当該地方公共団体の長は、地方自治法第七十六條及び第七十七條の規定によるもののほか、それぞれ当該議決があつた日から起算して十日以内に、理由を示してこれを再議に付することができる。

一 財政再生計画の策定又は変更に関する議案を否決したとき。
二 第十條第一項の規定による協議に関する議案を否決したとき。

三 財政再生計画の達成ができなくなると認められる議決をしたとき。

(財政再生計画の実施状況の報告等)

第十八条 財政再生団体の長は、毎年九月三十日まで、前年度における決算との関係を明らかにした財政再生計画の実施状況を議会に報告し、かつ、これを公表するとともに、総務大臣に(市町村及び特別区の長にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に)当該財政再生計画の実施状況を報告しなければならない。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(財政再生計画の実施状況の調査等)

第十九条 総務大臣は、必要に応じ、財政再生計画の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(国の勧告等)

第二十条 総務大臣は、財政再生団体の財政の運営がその財政再生計画に適合しないと認められる場合その他財政再生団体の財政の再生が困難であると認められる場合においては、当該財政再生団体の長に対し、予算の変更、財政再生計画の変更その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 財政再生団体の長は、前項の規定による勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該財政再生団体の議会に報告するとともに、監査委員(包括外部監査対象団体である財政再生団体にあつては、監査委員及び包括外部監査人)に通知しなければならない。

3 第一項の規定による勧告を受けた財政再生団体の長は、当該勧告に基づいて講じた措置について、総務大臣に報告しなければならない。

4 総務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告の内容を公表するものとする。

(国及び他の地方公共団体の配慮)

第二十一条 国及び他の地方公共団体は、財政再

生団体が財政再生計画を円滑に実施することができるよう配慮するものとする。

第四章 公営企業の経営の健全化

(資金不足比率の公表等)

第二十二条 公営企業を営営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2 前項に規定する「資金不足比率」とは、公営企業ごとに、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額を政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の事業の規模で除して得た数値をいう。

3 第三条第二項から第七項までの規定は、資金不足比率について準用する。

(経営健全化計画)

第二十三条 地方公共団体は、公営企業(事業を開始する前の公営企業を除き、法適用企業にあつては、繰越欠損金があるものに限る。)の資金不足比率が公営企業の経営の健全化を図るべき基準として政令で定める数値(以下「経営健全化基準」という。)以上である場合には、当該公営企業について、当該資金不足比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする公営企業の経営の健全化のための計画(以下「経営健全化計画」という。)を定めなければならない。

2 経営健全化計画は、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、当該公営企業の経営の健全化を図るため必要な最小限の期間内に、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標として、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 資金不足比率が経営健全化基準以上となつた要因の分析

二 計画期間

三 経営の健全化の基本方針

四 資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策

五 各年度ごとの前号の方策に係る収入及び支出に関する計画

六 各年度ごとの資金不足比率の見通し

七 前各号に掲げるもののほか、経営の健全化に必要な事項

(準用)

第二十四条 第五条から第七条までの規定は、経営健全化計画について準用する。この場合において、第六条第一項並びに第七条第一項及び第四項中「財政健全化団体」とあるのは「経営健全化団体」と、同条第二項中「財政の早期健全化」とあるのは「公営企業の経営の健全化」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

(財政健全化計画又は財政再生計画と経営健全化計画との調整)

第二十五条 財政健全化団体又は財政再生団体である地方公共団体は、経営健全化計画を定めるに当たつては、当該経営健全化計画と当該財政健全化計画又は財政再生計画との整合性の確保を図らなければならない。

2 経営健全化計画を定めている地方公共団体(次条において「経営健全化団体」という。)は、財政健全化計画又は財政再生計画を定めるに当たつては、当該財政健全化計画又は財政再生計画と当該経営健全化計画との整合性の確保を図らなければならない。

(地方自治法の監査の特例)

第二十六条 財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない地方公共団体の長は、これらの計画を定めるに当たつては、あらかじめ、当該地方公共団体の財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の

執行について、監査委員に対し、地方自治法第百九十九条第六項の監査の要求をしなければならない。この場合においては、同法第二百五十二条の四十一第一項中「第百九十九条第六項」とあるのは「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第 号)第二十六条第一項の規定に基づく第百九十九条第六項」と、「監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体」とあるのは「同法の規定により財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない地方公共団体」と、「同項の要求をする場合において、特に必要がある」と認めるときは、その理由を付して、併せて「とあるのは「同項の要求と併せて、理由を付して」と、「求めることができる」とあるのは「求めなければならない」と読み替えて、同法第二編第十三章の規定を適用する。

2 財政健全化団体、財政再生団体又は経営健全化団体(以下この項において「財政健全化団体」という。)が包括外部監査対象団体である場合にあつては、当該財政健全化団体等の包括外部監査人は、地方自治法第二百五十二条の三十七第一項の規定による監査をするに当たつては、同条第二項の規定によるほか、当該財政健全化団体等の財務に関する事務の執行及び当該財政健全化団体等の経営に係る事業の管理が財政の早期健全化、財政の再生又は公営企業の経営の健全化を図る観点から適切であるかどうか、特に、意を用いなければならない。

(財政の早期健全化等が完了した団体の報告等)

第二十七条 財政健全化計画による財政の早期健全化が完了した地方公共団体の長は、財政健全化計画による財政の早期健全化が完了した年度の翌年度の九月三十日までに、当該年度の前年度における決算との関係を明らかにした財政健全化計画の実施状況及び財政の早期健全化が完了した後の当該地方公共団体の財政の運営の方針を記載した書類(以下この項において「財政健

全化計画完了報告書」という。)を添えて、財政の早期健全化が完了した旨を議会に報告し、かつ、当該財政健全化計画完了報告書を公表するとともに、都道府県及び指定都市の長にあつては総務大臣に、市町村及び特別区の長にあつては都道府県知事に、当該財政健全化計画完了報告書を添えて財政の早期健全化が完了した旨を報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その要旨を総務大臣に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、毎年度、前項前段の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

3 総務大臣は、毎年度、第一項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

4 財政再生計画による財政の再生が完了した地方公共団体の長は、財政再生計画による財政の再生が完了した年度の翌年度の九月三十日まで、当該年度の前年度における決算との関係を明らかにした財政再生計画の実施状況及び財政の再生が完了した後の当該地方公共団体の財政の運営の方針を記載した書類(以下この項において「財政再生計画完了報告書」という。)を添えて、財政の再生が完了した旨を議会に報告し、かつ、当該財政再生計画完了報告書を公表するとともに、総務大臣に(市町村及び特別区の長にあつては、都道府県知事を經由して総務大臣に)当該財政再生計画完了報告書を添えて、財政の再生が完了した旨を報告しなければならない。

5 総務大臣は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

6 第一項から第三項までの規定は、経営健全化計画について準用する。この場合において、第一項中「財政の早期健全化」とあるのは、「公営企

業の経営の健全化」と、「地方公共団体の財政の運営」とあるのは、「公営企業の経営」と、「財政健全化計画完了報告書」とあるのは、「経営健全化計画完了報告書」と読み替えるものとする。

(都道府県が処理する事務)

第二十八条 この法律に規定する総務大臣の権限に属する事務のうち市町村及び特別区に係るものの一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(政令への委任)

第二十九条 この法律に定めるもののほか、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合におけるこの法律の規定の適用その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条、第三条及び第二十二條の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(適用区分)

第二条 第四条、第八条及び第二十三条の規定は、平成二十年度以後の年度分の決算に基づき算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率若しくは将来負担比率又は資金不足比率が早期健全化基準、財政再生基準又は経営健全化基準以上である場合について適用する。

(地方財政再建促進特別措置法の廃止)

第三条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)は、廃止する。

(地方財政再建促進特別措置法の廃止に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に存する前条の規定による廃止前の地方財政再建促進特別措置法(以下「旧再建法」という。)第二十二條第二項の規定によりその例によることとされた旧再建法

第二条第一項に規定する財政再建計画については、当該財政再建計画に係る地方公共団体が第四条又は第八条の規定により財政健全化計画又は財政再生計画を定めるまでの間は、なお従前の例による。この場合において、当該地方公共団体のうち再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体については、当該財政再生計画が定められるまでの間、第十一条の規定は、適用しない。

(国等に対する寄附金等)

第五条 地方公共団体は、当分の間、国、独立行政法人、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第一条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの条の規定を適用することが適當であるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。若しくは国立大学法人等(国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下この条において同じ。)又は日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、株式会社日本政策金融公庫若しくは沖繩振興開発金融公庫(以下この条において「会社等」という。)に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づく合理的負担金その他これらに類するもの(これに相当する物品等を含む。以下この条において「寄附金等」という。)を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等

で、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

(国等に対する寄附金等に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の日前に旧再建法第二十四条の規定によりされた同意又は協議の申出は、前条の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

(地方債の起債の許可の特例)

第七条 平成二十一年度から平成二十七年までとの間における第十三條第一項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで並びに第三十三條の八第一項」とする。

(地方財政法の一部改正)

第八条 地方財政法の一部を次のように改正する。

第五条の三第六項中「第五項までに」を「第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第 号)第十三條第一項に」、「第五項までの」を「第五項まで並びに同法第十三條第一項の」に改める。

(地方公営企業法の一部改正)

第九条 地方公営企業法の一部を次のように改正する。

目次中 第六章 雑則(第四十條—第四十二條) 第七章 財政の再建(第四十三條—第五十一條) を第六章 雑則(第四十條—第四十二條)に改める。

第一条中「企業の経営」を「並びに企業の経営」に改め、「並びに企業の財政の再建に関する措置」を削る。

第七章を削る。

(地方公営企業法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に存する前条の規定による改正前の地方公営企業法第四十九條第一項の規定によりその例によることとされた同法第四十三條第一項に規定する財政再建計画については、当該財政再建計画に係る地方公共団

体が第二十三条の規定により当該財政再建計画に係る公営企業について経営健全化計画を定めるまでの間は、なお従前の例による。

(台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法の一部改正)

第十一条 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法(昭和三十三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律との関係)

第十二条 地方公共団体が災害防除事業を実施するために地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第 号)第十條第三項の同意を得ている財政再生計画を変更しようとするときは、総務大臣は、その財政の再生(同法第二條第六号に規定する財政の再生をいう)が合理的に達成することができると認める限り、同法第十條第六項の規定による財政再生計画の変更の同意に当たつて、当該災害防除事業の実施が確保されるよう特に配慮するものとする。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正)

第十二条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 地方公共団体が近郊整備地帯整備計画又は都市開発区域整備計画に基づく事業を実施するために地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第 号)第十條第三項の同意を得ている財政再生計画を変更しようとするときは、総務大臣は、その財政の再生(同法第二條第六号に規定する財政の再生をいう)が合理的に達成することができると認める限り、同法第十條第六項の規定による財政再生計画の変更の同意に当たつて、

つて、これらの事業の実施が確保されるように配慮するものとする。

(総務省設置法の一部改正)

第十三条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第五十六号中「財政収支が著しく不均衡な状況にある地方公共団体の財政の再建」を「地方公共団体の財政の健全化」に改める。

第九條第一項中「地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)、地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)」を「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第 号)」に改める。

附則第五條に次の一項を加える。

2 地方財政審議会は、第九條及び前項に定める事務をつかさどるほか、当分の間、地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第十條の規定によりなお従前の例によるものとされた同法附則第九條の規定による改正前の地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第四條の規定によりなお従前の例によるものとされた同法附則第三條の規定による廃止前の地方財政再建促進特別措置法(昭和三十三年法律第九十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。この場合においては、第九條第二項及び第三項の規定を準用する。

理 由

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地方公共団体の財政の健全化に資するため、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、地方公共団体が所定の計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講じようとするものである。その主な内容は次のとおりである。

1 健全化判断比率の公表

地方公共団体の長は、毎年度、健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて、この比率を議会に報告し、公表しなければならないこと。

2 財政の早期健全化に関する事項

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、議会の議決を経て、財政健全化計画を定め、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表しなければならないこと。

3 財政の再生に関する事項

(一) 地方公共団体は、再生判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率)のいずれかが財政再生基準以上である場合には、議会の議決を経て、財政再生計画を定め、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表しなければならないこと。

(二) 財政再生計画について、総務大臣に協議し、その同意を求めることができるとすること。

(三) 再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業費の財源とする場合等を除き、地方債の起債ができないこととする

こと。また、財政再生計画に同意を得た財政再生団体は、総務大臣の許可を受けて、再生振替特例債を起すことができるものとすること。

4 公営企業の経営の健全化に関する事項

(一) 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて、この比率を議会に報告し、公表しなければならないこと。

(二) 資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、議会の議決を経て、経営健全化計画を定め、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表しなければならないこと。

5 施行期日等

(一) この法律は、平成二十一年四月一日から施行すること。ただし、1及び4の(一)に係る規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(二) 地方財政再建促進特別措置法は、廃止すること。

二 議案の可決理由

地方公共団体の財政の健全化に資するため、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、地方公共団体が所定の計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十九年五月二十四日

衆議院議長 河野 洋平殿 総務委員長 佐藤 勉

(別紙)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律案に対する附帯決議

地方公共団体の財政の健全化に関する法律案の施行を契機といたし、地方自治体の財政の健全性を高めるためには、自治体の財務状況を正確に把握することが不可欠であり、監査委員制度と外部監査制度の充実強化及び公会計制度の整備が急務である。政府は以上の観点に立つて次の措置を講ずること。

一 地方分権の観点から必要以上に国の関与が強まらないように配慮すること。

二 財政指標の算出方法や早期健全化基準・財政再生基準を政省令で定める際には、画一的な指標・基準とせず、地方六団体の意見が十分反映されるようにすること。

三 弁護士・公認会計士・税理士といった有資格者の監査委員への登用等の方法により、監査委員の独立性及び専門性を高めるための方策について検討すること。

四 再生振替特例債の発行が認められることを受け、地方債残高の縮減に努めること。

五 地方自治体において、企業会計を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備の促進を図る措置を講ずること。この場合の財務書類は、地方独立行政法人、地方三公社、一定の出資法人等を含めた資産及び負債の状況を総合的に把握することができるようなものとする。

六 金融機関の貸し手責任が問われる中、金融機関等の法人情報の保護の観点に留意しつつ、民間資金も含めた地方債の引受けの状況について、実態を明らかにするよう努めること。

カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除に関する法律案の特例に関する法律案
右の議案を提出する。

平成十九年五月二十四日

提出者

農林水産委員長 西川 公也

カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除に関する法律案の特例に関する法律案
(趣旨)

第一条 この法律は、昭和四十三年に九州地方を中心に発生したカネミ油症事件をめぐる損害賠償請求訴訟に係る判決の仮執行の宣言に基づき国が支払った仮払金の返還に係る債権の債務者が当該事件による被害の発生から現在までの間に置かれてきた状況及び当該債権の債務者の多くが高齢者となっていることを踏まえ、当該債権の債務者について収入及び資産に係る基準を定めて早期に当該債権の免除を行うことができるようにすることの緊要性にかんがみ、当該債権について、国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)の特例を定めるものとする。

(国の債権の管理等に関する法律の特例)

第二条 歳入徴収官等(国の債権の管理等に関する法律第二条第四項に規定する歳入徴収官等をいう)は、同法第三十二条第一項の規定にかかわらず、福岡高等裁判所昭和五三年(ホ)第一八〇号、第二一一号損害賠償請求控訴事件及び福岡地方裁判所小倉支部昭和五六年(ワ)第一、二七八号、昭和五七年(ワ)第一一〇号、昭和五七年(ワ)第一、三五〇号、昭和五八年(ワ)第四四六号各損害賠償請求併合事件に係る各判決の仮執行の宣言に基づき国が支払った仮払金の返還に係る債権について、当該債権の債務者が次項及び第三項に定める収入及び資産に係る基準に該当する場合に、当該債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除することができる。

2 収入に係る基準は、農林水産省令で定めるところにより、前項に規定する債権の債務者が属する世帯の構成員(当該債権の債務者及びその者と生計を一にする親族をいう。以下「世帯構成員」という。)の収入の総額から租税その他の公課の額を控除した額として算定した額が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額未満であることとする。

一 世帯構成員の数が四人である場合 千万円

二 世帯構成員の数が四人を超える場合 千万円に世帯構成員の数が四人を超える一人ごとに百万円を加算した額

三 世帯構成員の数が四人に満たない場合 千万円から世帯構成員の数が四人に満たない一人ごとに百万円を控除した額

3 資産に係る基準は、世帯構成員が有する資産について、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 世帯構成員の居住の用に供する土地及び建物の価額を基礎として前条に規定する趣旨を十分に踏まえて農林水産省令で定めるところにより算定した金額が、当該土地及び建物が世帯構成員の生活の基礎となるものであること、前項に定める収入に係る基準等を考慮して農林水産省令で定める額未満であること。

二 前号に規定する土地及び建物以外の固定資産及び流動資産の価額を基礎として前条に規定する趣旨を十分に踏まえて農林水産省令で定めるところにより算定した金額が、前項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額未満であること。

4 第一項の規定による免除は、同項に規定する債権の債務者からの書面による申請に基づいて行うものとする。

5 第一項の規定による免除に係る国の債権の管理等に関する法律第四十条の二の規定の適用については、同条中「この法律又はこの法律」とあるのは、「カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除に関する法律(平成十九年法律第 号)又は同法」とする。

6 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による免除の手続については、農林水産省令で定める。

7 農林水産大臣は、第二項、第三項又は前項の農林水産省令を定めようとするときは、財務大臣

臣に協議しなければならない。

(債務者の置かれている状況への配慮)

第三条 前条第一項の規定の適用に当たっては、同項に規定する債権の債務者の置かれている状況に配慮するものとする。

(非課税)

第四条 租税その他の公課は、第二条第一項の規定による免除を受けた場合における経済的利益を標準として、課することができない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

昭和四十三年に九州地方を中心に発生したカネミ油症事件をめぐる損害賠償請求訴訟に係る判決の仮執行の宣言に基づき国が支払った仮払金の返還に係る債権の債務者が当該事件による被害の発生から現在までの間に置かれてきた状況及び当該債権の債務者の多くが高齢者となっていることを踏まえ、当該債権の債務者について収入及び資産に係る基準を定めて早期に当該債権の免除を行うことができるようにすることの緊要性にかんがみ、当該債権について、国の債権の管理等に関する法律の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、約三億円である。

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十九年二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

(防衛省設置法の一部改正)

第一条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

「第五節 特別の機関(第十九条―第三十一条)」

第六節 職員(第三十二条)

第四章 防衛施設

目次中「本省」を「防衛省」に、

第一節 設置並びに任務及び所掌事務

第二款 任務及び所掌事務(第三十四条・第三十五条)

第三節 地方支分部局(第三十六条―第三十八条)

第五節 職員の職務遂行等(第四十条―第四十二条)

を

「第五節 特別の機関(第十九条―第三十二条)」

第六節 地方支分部局(第三十三条―第三十五条)

第七節 職員の職務遂行等(第三十七号―第三十九号)

を

に改める。

第四条第十九号中「この条において」を削る。

第六条中「十五万五千六百九十六人」を「十五万三千二百二十人」に、「四万五千八百八十二人及び」を「四万五千七百六十六人」に、「四万七千三百四十二人」を「四万七千三百三十三人並びに自衛隊法第二十一条の二第二項に規定する共同の部隊に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官五百五十二人」に、「四百八十六人」を「三百四十三人」に、「千八百八十六人」を「千九百三十八人」に、「二十五万二千二百二十二人」を「二十四万八千六百四十七人」に改める。

第三章の章名中「本省」を「防衛省」に改める。

第八条第四号中「及び第十一号に掲げる事務」を「第十一号、第十二号、第十六号及び第十九号から第三十一号までに掲げる事務(第三十条第一項第三号から第五号までに掲げるものを除く。)」に改め、同条第五号中「第十二号から第十四号まで及び第十六号」を「第十三号及び第十四号」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 第四条第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十三号及び第十四号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民

民の理解及び協力の確保に関すること。

第十三条中「本省に置かれるもの」を削る。

第十四条中「本省」を「防衛省」に改める。

第十九条第一項中「本省」を「防衛省」に、「整備本部」を「整備施設本部」に改め、同条第二項中「本省に置かれるもの」を削る。

第三十条の見出しを「(整備施設本部)」に改め、同条第一項中「整備本部」を「整備施設本部」に改め、同項に次の三号を加える。

三 第四条第十二号及び第十九号に掲げる事務のうち、防衛省の所掌事務に係る施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に係る実施計画の総括に関すること。

四 第四条第十二号及び第十九号に掲げる事務のうち、防衛省の所掌事務に係る施設並びに駐留軍に提供し、又は駐留軍から返還を受けた施設及び区域の建設工事で防衛大臣の定めるものの実施に関すること(建設工事の入札及び契約の適正化を図るための建設工事の入札及び契約の実施の基準に関することを除く。次号において同じ。)

五 第四条第二十一号に掲げる事務のうち、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第六条に規定する緑地帯その他の緩衝

地帯の整備に係る建設工事で防衛大臣の定めるものの実施に関すること。

第三十条第二項を削り、同条第三項中「整備本部」を「整備施設本部」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「整備本部」を「整備施設本部」に改め、「並びに地方機関の名称、位置、所掌事務及び内部組織」を削り、同項を同条第三項とする。

第四号を削る。

第三十二条中「本省に置かれる」を削り、「及び特別の機関」を、「特別の機関及び地方支分部局」に改め、第三章第六節中同条を第三十六条とする。

第三章第六節を同章第七節とする。

第三章第五節中第三十一条を第三十二条とし、同条の前に次の一条を加える。

(防衛監察本部)

第三十一条 防衛監察本部は、職員の職務執行における法令の遵守その他の職務執行の適正を確保するための監察に関する事務をつかさどる。

2 防衛監察本部の長は、防衛監察監とする。

3 防衛監察監は、防衛大臣の命を受け、第一項の監察を行う。

4 防衛監察本部の内部組織は、政令で定める。

5 防衛監察本部の位置は、防衛省令で定める。

第三章第五節の次に次の一節を加える。

第六節 地方支分部局

(地方防衛局)

第三十三条 防衛省に、地方支分部局として、地方防衛局を置く。

2 地方防衛局は、防衛省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第五号から第七号まで、第九号から第十三号まで、第十六号、第十九号から第三十一号まで及び第三十三号に掲げる事務の全部又は一部

二 第四条第一号から第三号まで及び第十四号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること。

3 地方防衛局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

(支局その他の機関)

第三十四条 地方防衛局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、支局その他の機関を置く。

2 前項の支局その他の機関の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、防衛省令で定める。

(事務の委任)

第三十五条 防衛大臣は、地方防衛局の事務の一部を自衛隊の部隊又は機関の長に行わせることができる。

第五章中第四十条を第三十七条とし、第四十一条を第三十八条とし、第四十二条を第三十九条とし、同章を第四章とする。

附則第三項を次のように改める。

3 地方防衛局は、第三十三条第二項各号に掲げる事務のほか、前項の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を分掌する。

附則第四項中「第四十二条」を「第三十九条」に改める。

附則第五項中「防衛省本省」を「防衛省」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 部隊編成の特例及び委任規定(第二十二号・第二十三号)」を「第五節 共同編成の特例及び委任規定(第二十二号・第二十三号)」に改める。

二 第四条第一号から第三号まで及び第十四号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること。

三 地方防衛局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

(支局その他の機関)

第三十四条 地方防衛局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、支局その他の機関を置く。

2 前項の支局その他の機関の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、防衛省令で定める。

(事務の委任)

第三十五条 防衛大臣は、地方防衛局の事務の一部を自衛隊の部隊又は機関の長に行わせることができる。

第五章中第四十条を第三十七条とし、第四十一条を第三十八条とし、第四十二条を第三十九条とし、同章を第四章とする。

附則第三項を次のように改める。

3 地方防衛局は、第三十三条第二項各号に掲げる事務のほか、前項の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を分掌する。

附則第四項中「第四十二条」を「第三十九条」に改める。

附則第五項中「防衛省本省」を「防衛省」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 部隊編成の特例及び委任規定(第二十二号・第二十三号)」を「第五節 共同編成の特例及び委任規定(第二十二号・第二十三号)」に改める。

二 第四条第一号から第三号まで及び第十四号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること。

三 地方防衛局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

(支局その他の機関)

第三十四条 地方防衛局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、支局その他の機関を置く。

2 前項の支局その他の機関の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、防衛省令で定める。

(事務の委任)

第三十五条 防衛大臣は、地方防衛局の事務の一部を自衛隊の部隊又は機関の長に行わせることができる。

第五章中第四十条を第三十七条とし、第四十一条を第三十八条とし、第四十二条を第三十九条とし、同章を第四章とする。

附則第三項を次のように改める。

3 地方防衛局は、第三十三条第二項各号に掲げる事務のほか、前項の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を分掌する。

附則第四項中「第四十二条」を「第三十九条」に改める。

附則第五項中「防衛省本省」を「防衛省」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 部隊編成の特例及び委任規定(第二十二号・第二十三号)」を「第五節 共同編成の特例及び委任規定(第二十二号・第二十三号)」に改める。

二 第四条第一号から第三号まで及び第十四号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること。

三 地方防衛局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

(支局その他の機関)

第三十四条 地方防衛局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、支局その他の機関を置く。

2 前項の支局その他の機関の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、防衛省令で定める。

(事務の委任)

第三十五条 防衛大臣は、地方防衛局の事務の一部を自衛隊の部隊又は機関の長に行わせることができる。

第五章中第四十条を第三十七条とし、第四十一条を第三十八条とし、第四十二条を第三十九条とし、同章を第四章とする。

附則第三項を次のように改める。

3 地方防衛局は、第三十三条第二項各号に掲げる事務のほか、前項の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を分掌する。

附則第四項中「第四十二条」を「第三十九条」に改める。

附則第五項中「防衛省本省」を「防衛省」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 部隊編成の特例及び委任規定(第二十二号・第二十三号)」を「第五節 共同編成の特例及び委任規定(第二十二号・第二十三号)」に改める。

二 第四条第一号から第三号まで及び第十四号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること。

三 地方防衛局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

平成十九年五月二十五日 衆議院会議録第三十五号

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び同報告書

平成十九年五月二十五日 衆議院會議録第三十五号 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び同報告書

本則(第二十四条第一項、第六十二條第二項及び第五項並びに第百條の二第一項を除く。)中「防衛省本省」を「防衛省」に改める。

第二條第一項中「裝備本部」を「裝備施設本部、防衛監察本部、地方防衛局」に改め、「機關(政令で定める合議制の機關)の下に、並びに防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第四條第二十四号又は第二十五号に掲げる事務をつかさどる部局及び職で定めるもの」を加え、「並びに防衛施設庁(政令で定める合議制の機關並びに防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第四條第二十四号又は第二十五号に掲げる事務をつかさどる部局及び職で政令で定めるものを除く。)」を削る。

第五條第一項中「裝備本部」を「裝備施設本部、防衛監察本部、地方防衛局」に、「機關」を「機關若しくは」に改め、「若しくは防衛施設庁の地方支分部局」を削る。

第十條第五項中「及び団」の下に、「連隊」を加える。

第十五條第六項中「護衛隊、」及び「航空隊」を削る。

第三章第四節を同章第五節とし、同章第三節の次に次の一節を加える。

第四節 共同の部隊

第二十一條の二 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の防衛大臣直轄部隊(方面隊、中央即応集団、自衛艦隊、地方隊、教育航空集

別表第一中「第十一師団」「第十一師団司令部」

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二條中自衛隊法目次の改正規定、同法第十條第五項及び第十五條第六項の改正規定、同法第三章第四節を同章第五節と

団、練習艦隊、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団及び航空開発実験集団を除く。)は、統合運用による円滑な任務遂行上、一体的運営を図る必要がある場合には、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として置くことができる。

2 前項の共同の部隊の運用に係る防衛大臣の指揮は、統合幕僚長を通じて行い、これに関する防衛大臣の命令は、統合幕僚長が執行するものとするほか、当該部隊に対する防衛大臣の指揮監督について幕僚長の行う職務に関しては、防衛大臣の定めるところによる。

第三十一條第一項中「防衛施設庁の職員である隊員(防衛施設庁長官及び自衛官を除く。）」については、防衛施設庁長官又はその委任を受けた者」を削る。

第四十八條の二を削る。

第六十二條第二項及び第五項中「防衛省本省又は防衛施設庁」を「防衛省」に改める。

第七十五條の二第二項中「八千三百六十八人」を「八千四百二十五人」に改める。

第一百條の二第一項中「防衛省本省」を削り、「若しくは裝備本部」を「裝備施設本部、防衛監察本部若しくは地方防衛局」に改める。

附則第八項第一号中「防衛省本省」を「防衛省」に改める。

を「第十一旅団」「第十一旅団司令部」に改める。

防衛省設置法第六條中「十五万三千二百二十人」とあるのは「十五万五千六百七十四人」と、「四万五千七百七十六人」とあるのは「四万五千八百八十二人及び」と、「四万七千三百三十三人並びに自衛隊法第二十一條の二第一項に規定する共同の部隊に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官百五十二人」とあるのは「四万七千三百四十二人と、「三百四十三人とあるのは「四百八十六人と、「千九百三十三人とあるのは「千八百八十六人と、「二十四万八千六百四十七人」とあるのは「二十五万二千二百人」とする。

第三條 この法律による改正前の法律(これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。))の規定により次の各号に掲げる従前の国の機關(以下「旧機關」という。))がした承認その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、この法律による改正後の法律(これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。))の相当規定に基づいて当該各号に定める国の機關(以下「新機關」という。))がした承認その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

一 防衛施設庁長官又は防衛施設庁に置かれる部局若しくは機關の長 防衛大臣又は防衛省に置かれる部局又は機關の長

二 防衛施設庁に置かれる部局又は機關 防衛省に置かれる部局又は機關

2 旧法令の規定により旧機關に対してされている申請その他の行為は、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて、新機關に対してされた申請その他の行為とみなす。

3 旧法令の規定により旧機關に対して提出その他の手続をしなければならないこととされている事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていらないものについては、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により新機關に対してその手続をしなければならないこととされた事項について、その手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

(自衛隊法の適用に関する経過措置)

第四條 第二條の規定による改正前の自衛隊法第六十二條第二項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、隊員の離職前五年間に在職していた従前の防衛施設庁と密接な関係にあるものは、この法律の施行後は、第二條の規定による改正後の自衛隊法第六十二條第二項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、隊員の離職前五年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものとみなして、同条の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国家公務員法の一部改正)

第七條 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第十六号中「第四十二條」を「第三十九條」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)

第八條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十三條中「九十六」を「九十八」に改める。

第二十八條を削る。

別表第一防衛省の項中「防衛施設庁」を削る。

別表第二中「海難審判庁」を「海難審判庁」に改める。

(特別調達資金設置令の一部改正)

第九條 特別調達資金設置令(昭和二十六年政令第二百五号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「管理する」を「管理し、及び運営する」に改め、同條第二項を削る。

第五條中「防衛施設庁長官」を「防衛大臣」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部改正)

第十条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

本則中「防衛施設局長」を「地方防衛局長」に改める。

第四條第一項中「防衛施設庁長官を通じ」を削る。

第十四條第二項中「防衛施設局」を「地方防衛局」に、「防衛施設庁」を「防衛省」に、「部長」を「官房長及び局長」に、「内部部局として置かれる部」を「官房及び局」に改める。

(日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律等の一部改正)

第十一條 次に掲げる法律の規定中「防衛施設庁長官」を「防衛大臣」に改める。

一 日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律(昭和二十七年法律第四百十号)第九條第二項

二 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)第十條第三項

三 特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法(昭和三十六年法律第九十九号)第二條及び第三條

四 防衛施設局周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第一号)第四條、第五條第一項及び第六條第一項

平成十九年五月二十五日 衆議院會議録第三十五号

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第十二條 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八條の二第二項中「第四十八條の二」を「第四十九條」に改める。

「第四十九條」に改める。

(接収不動産に関する借地借家臨時処理法等の一部改正)

第十三條 次に掲げる法律の規定中「防衛施設局長」を「地方防衛局長」に改める。

一 接収不動産に関する借地借家臨時処理法(昭和三十一年法律第三百三十八号)第二十四條第一項

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成九年法律第三十九号)附則第二項から第五項まで

(連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部改正)

第十四條 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十六年法律第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第四條中「防衛施設庁長官が行なう」を「防衛大臣が行う」に改める。

第十七條中「防衛施設庁長官」を「防衛大臣」に改める。

第二十五條中「防衛施設庁長官」を「防衛大臣」に、「防衛施設局長」を「地方防衛局長」に改める。

(沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法の一部改正)

第十五條 沖縄県の区域内における位置境界不明

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び同報告書

地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(昭和五十二年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

本則中「防衛施設庁長官」を「防衛大臣」に、「防衛施設局」を「地方防衛局」に改める。

(研究交流促進法の一部改正)

第十六條 研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第二号中「第四十條」を「第三十七條」に改める。

(国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律の一部改正)

第十七條 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律(平成七年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項ただし書を削り、同條第三項中「又は防衛施設庁長官」を削る。

第四條第一項中「又は防衛施設庁長官」を削る。

(周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の一部改正)

第十八條 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「防衛省本省」を「防衛省」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第十九條 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第六條六号中「九十八」を「九十八」に改める。

附則第五條の二を削る。

(自衛隊員倫理法の一部改正)

第二十條 自衛隊員倫理法(平成十一年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

目次中「懲戒手続の特例等」を「懲戒手続等」に、「第二十三條」を「第十二條」に、「第二十四條」を「第十三條」に、「第二十五條」を「第十四條」に改める。

第二條第三項中「本省審議官級以上の自衛隊員」を「審議官級以上の自衛隊員」に改める。

第五條第二項中「又は防衛施設庁長官」を削り、同條第三項後段及び第四項を削り、同條第五項を同條第四項とする。

第六條第一項中「防衛施設庁の職員である自衛隊員(防衛施設庁長官及び自衛官を除く。以下同じ。にあっては、防衛施設庁長官)」を削り、同條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に、「写し及び前項の規定により送付を受けた贈与等報告書の写しを」を「写しを」に改め、同項を同條第二項とする。

第七條第一項中「本省審議官級以上の自衛隊員」を「審議官級以上の自衛隊員」に改め、「防衛施設庁の職員である自衛隊員」に改め、「防衛施設庁長官」を削り、同條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に、「写し及び前項の規定により送付を受けた株取引等報告書の写しを」を「写しを」に改め、同項を同條第二項とする。

第八條第一項中「本省審議官級以上の自衛隊員」を「審議官級以上の自衛隊員」に改め、「防衛施設庁の職員である自衛隊員」に改め、「防衛施設庁長官」を削り、同條第三項を削り、同條第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に、「の写し及び前項の規定により送付を受けた所得等報告書等の写しを」を「(第一項の所得等報告書又は前項の納税申告書の写しをいう。次条第一項において同じ。の写しを」に改め、同項を同條第三項とする。

第九條第一項中「(防衛施設庁の職員である自衛隊員が提出した各種報告書にあっては、これらを受理した防衛施設庁長官)を削り、同條第二項中「又は防衛施設庁長官」を削る。

第四章の章名中「懲戒手続の特例等」を「懲戒手続等」に改める。

第十條中「防衛省本省」を「防衛省」に改める。

平成十九年五月二十五日 衆議院會議録第三十五号

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び同報告書

一三

第十一條第一項第三号中「第十六條第二項及び第十九條第二項」を削り、同項第四号中「次條第二項及び第三項、第十四條第二項(第十五條第二項において準用する場合を含む)、第十五條第一項、第十七條第二項、第十八條第二項、第二十條第一項及び第二項、第二十一條並びに第二十三條」を並びに次條第二項及び第三項に改める。

第十二條の見出しを「防衛大臣による懲戒手続等」に改め、同條第一項中「防衛施設庁の職員である自衛隊員を除く。」を削り、同條第三項中「防衛施設庁の職員である自衛隊員を除く。」及び「以下同じ」を削る。

第十三條から第二十三條までを削る。

第二十四條第一項中「防衛省本省及び防衛施設庁に、それぞれを「防衛省に」に改め、第五章中同條を第十三條とする。

第六章中第二十五條を第十四條とする。

第二十一條 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項中「並びに第十條第二項」を「第十條第二項並びに第十三條第三項」に改め、「職員」とあるのは「職員(防衛大臣にあっては防衛施設庁に所屬する自衛官を含み、防衛施設庁長官にあっては当該自衛官を除く。)」とを削り、「人事院事務総局の職員であるときを除く」とあるのは「防衛施設庁の職員であるときに限る」と、「人事院事務総局」とあるのは「防衛省本省に」を、「職員(その職員が人事院事務総局の職員であるときを除く。)」を人事院事務総局に属する官職に任命する」ともに、当該要請に係る職員」とあるのは「職員」と、第八條第二項中「各省各庁の長等(第十三條第三項において「交流派遣元機関の長」という。)」とあるのは「各省各庁の長等」に改め、

「第十三條第三項中「人事院総裁を除く」とあるのは「防衛施設庁長官に限る」とを削る。

(平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に關する特別措置法等の一部改正)

第二十二條 次に掲げる法律の規定中「防衛省本省」を「防衛省」に改める。

一 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に關する特別措置法(平成十三年法律第百三十三号)第六條第二項

二 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に關する法律(平成十六年法律第百十三号)第十條第三項

三 武力攻撃事態における捕虜等の取扱に關する法律(平成十六年法律第百十七号)第九十三條

理由

防衛省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、防衛施設庁を廃止し、同庁の事務を防衛省本省で処理するために必要な組織の改編等を行うとともに、特別の機関として防衛監察本部を新設するほか、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊の設置を可能とし、陸上自衛隊の中央即応集団及び第十一師団並びに海上自衛隊の地方隊を改編し、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

一 本案は、防衛省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、防衛施設庁を廃止し、同庁の事務を防衛省本省で処理するために必要な組織の改編等を行うとともに、特別の機関として防衛監察本部を新設するほか、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊の設置を可能とし、陸上自衛隊の中央即応集団及び第十一師団並びに海上自衛隊の地方隊を改編し、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更するものであり、その主要内容は次のとおりである。

1 防衛省設置法の一部改正

(一) 自衛官の定数を二千五百七十五人削減し、二十四万八千六百四十七人に改めること。

(二) 防衛施設庁を廃止し、同庁の事務を防衛省本省で処理するために必要な組織の改編を行うこと。

(三) 防衛及び警備等に関する事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関する事務を内部部局に所掌させること。

四 特別の機関として防衛監察本部を新設すること。

(五) その他所要の規定の整備を行うこと。

2 自衛隊法の一部改正

(一) 陸上自衛隊の中央即応集団を改編すること。

(二) 海上自衛隊の地方隊を改編すること。

(三) 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊の設置を可能とすること。

(四) 即応予備自衛官の員数を五十七人増加し、八千四百二十五人に改めること。

(五) 陸上自衛隊の第十一師団を改編し、第十一旅団とすること。

(六) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、2の(一)から(五)までに係る改正規定は、平成二十年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行すること。

(二) この法律の施行に伴い必要となる経過措置を定め、関係法律の規定について整備すること。

二 議案の可決理由

本案は、防衛省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費として、平成十九年度一般会計予算に約百三十三億円が計上されている。

右報告する。

平成十九年五月二十四日

安全保障委員長 木村 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 防衛施設庁を廃止し、改編された防衛省本省に同庁の機能を統合するに当たっては、入札談合事案等の反省と教訓、国会における議論を十分に踏まえ、業務のより一層の合理化、効率化を図り、施設行政に対する国民の理解が得られるよう透明性の確保に努めること。

二 施設行政に係る内部部局の企画立案機能の強

化に当たっては、防衛政策と施設行政の密接な連携を図るとともに、地方防衛局が行う施設行政については、地域の実情に即したものとなるよう配慮し、必要な情報の開示に努めること。

三 防衛監察本部においては、会計監査業務や法令遵守に関し全般的な視点から厳格な監査業務を行うことにかんがみ、会計監査等に精通した専門家や法曹関係者等の起用を検討すること。特に、防衛監察本部の長たる防衛監察監の外部からの登用については、第百六十五回国会の「防衛庁設置法等の一部を改正する法律案」に対する附帯決議のなかで「新たに外部からの人材の登用等、監査・査察等に関する制度の創設」を採択しており、十分に検討すること。また、同本部については、既存の各組織からの独立性を十分に確保するとともに、同本部の業務を実効あらしめるため、既存の監査・監察部局の機能強化を図ること。さらに、防衛監察本部が行う監察業務の適正性を確保するための外部チェックの仕組みを検討すること。

四 防衛省への移行に伴って、自衛隊の国際平和協力活動が本来任務化され、また、今般同活動の先遣隊としての機能を重視した陸上自衛隊の中央即応連隊が新編されることにもかんがみ、海外に派遣される自衛隊員が安心して任務に専念できるよう、派遣前後のメンタルヘルスケアや留守家族への支援の充実を含め必要な施策を講じること。

五 海上自衛隊イージス護衛艦に係る高度な秘密情報が安易に外部に持ち出されるなどの新たな情報漏えい事案が相次いで発覚したことは、防衛省・自衛隊に対する国民の理解と信頼を大きく損ねる由々しき事態であり、遺憾の極みである。よって、これら事実の徹底的な究明を図り、違反者及びその監督責任者には厳正な処分を行うなど服務規律の厳格な保持に全力で取り組むとともに、情報管理の徹底と秘密保全体制の確立を図ること。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番四号区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体	本号一部
一一〇円	一一五円